

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二五
○福島県事務委任規則の一部を改正する規則	二五
訓 令	二五
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	二五
告 示	二五
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件十三件	二五
○計量器の定期検査を実施する件	二五
○宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件	二五
公 告	二五
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	二五
○肥料の登録の有効期間を更新した件	二五
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	二五
○土地改良事業の工事の完了について届出があった件	二五
○一般競争入札を行う件	二五

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号(1)中「第六条の三第二項第一号」を「第六条の二第二項第一号」に改め、

同号(2)中「第六条の三第二項」を「第六条の二第二項」に改める。

第七号第一号に次のように加える。

- (15) 第三十三条の六第一項の規定による援助及び生活指導並びに支援の委託
- (16) 第三十三条の六第二項ただし書の規定による援助の委託
- (17) 第三十三条の六第二項の規定による申込書の受理
- (18) 第三十三条の六第四項の規定による申込みの勧奨

附 則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。ただし、第五条第十号(1)及び(2)の改正規定は、公布の日から施行する。
(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第十四号

本庁機関
出先機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員のうち「埼玉県加須市駒西五九八番地一」を「いわき市東田町二丁目一九番地の四」に、「田村郡三春町大字西字石畑二七〇番一」を「田村郡三春町大字貝山字井堀田二八七番地一」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年六月十七日から施行する。ただし、改正後の別表原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員の部田村郡三春町大字貝山字井堀田二八七番地一の項の規定は、平成二十五年四月三十日から適用する。
(行政経営課)

告 示

福島県告示第三百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年五月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）HDD福島貸店舗 福島県福島市鳥谷字宮畑八十八番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 東日本ダイワ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 安藤 元二
住所 福島県郡山市朝日三丁目二番二十七号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ニトリ
代表者の氏名 代表取締役 似島 昭雄
住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年一月二十一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千九百九十七メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
位置 別紙図面のとおり
収容台数 百二十台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
位置 別紙図面のとおり
収容台数 四十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
位置 別紙図面のとおり
面積 九十六平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 三十七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (一) 開店時刻 午前九時
- (二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

七 届出年月日
平成二十五年五月二十日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール喜多方西店 福島県喜多方市字押切南二丁目四十二ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール郡山東店 福島県郡山市西田町大田字金堀百六十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三百八十六の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール神明通り店 福島県会津若松市中町三百五十番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商

工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール門田店 福島県会津若松市東年貢一丁目四十四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール会津アピオ店 福島県会津若松市インター西百十六番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール滝沢店 福島県会津若松市一箕町大字八幡字牛ヶ墓七の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール河東ショッピングセンター 福島県会津若松市河東町南高野字向原

一の一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール田島店 福島県南会津郡南会津町大字田島字東荒井七十七ほか

二 法第八条第一項の規定により南会津町から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール鎌田店 福島県福島市鎌田字西舟戸十一の一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドールガーデン本宮 福島県本宮市高木字平内六十五ほか

二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール須賀川東 福島県須賀川市仲の町四十の一ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月三十一日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 法第八条第一項の規定により猪苗代町から聴取した意見の概要
 リオン・ドール猪苗代店 福島県耶麻郡猪苗代町字芦原五十四ほか
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年五月三十一日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査
 福島県知事 佐藤雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
石川郡玉川村	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第322号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	七月二日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	玉川村役場
同 郡古殿町		七月三日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	古殿町公民館
同 郡平田村		同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	平田村中央公民館
同 郡石川町		七月四日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	石川町共同福祉施設
同 郡浅川町		七月五日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	浅川町中央公民館
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月八日から八月二日まで(土曜日、日曜日及び七月二十五日を除く。)	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二〇日まで(土曜日、日曜日、一〇月一四日及び一一月四日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第四百三号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

区域名	区域	区域の範囲
緑ヶ岡団地	岩瀬郡鏡石町岡ノ内	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県県中建設事務所建築住宅課及び鏡石町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(建築指導課)

公 告

公告第五百五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日
 平成二十五年五月二十二日

午前一〇時から
 午後三時まで

- 二 名称
特定非営利活動法人翠の家
- 三 代表者の氏名
秋山 幸吉
- 四 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市浜尾字鹿島二十一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・者をはじめとする社会的弱者に対して、社会参加と自立に
対する支援活動に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与
することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百五十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の
登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住 所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
			5.0	4.0	—				
816	混合有 機質肥 料	混合有 機540 特号			含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	片倉チツ カリン 株式会 社	東京都 千代田 区九段 北一丁 目13番 5号	平成28 年5月 27日	

(農業総合センター)

公告第百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
広戸川沿岸防災溜池土地改良区

退任した役員

役員 氏名

住所

- 理事 兼子 司 岩瀬郡天栄村大字白子字東原三番地
 - 柴田 一男 同 郡同 村大字牧之内字惣五郎内二七番地
 - 森 久男 同 郡同 村大字牧之内字郷戸一八番地二
 - 二瓶 政男 同 郡同 村大字牧之内字女神二八番地
 - 岡部 政行 同 郡同 村大字上松本字男神屋敷一〇番地
 - 芳賀 友一 同 郡同 村大字下松本字横内六番地
 - 町島 一郎 同 郡同 村大字白子字今坂一五番地
 - 村越 進一 同 郡同 村大字白子字弘法檀五番地一
 - 小針 忠司 同 郡同 村大字飯豊字西田一八番地
 - 円谷 要 同 郡同 村大字高林字東五番地五
 - 円谷 福雄 同 郡同 村大字柿之内字沖内一一番地
 - 内山 幹男 同 郡同 村大字柿之内字沖内一一番地
 - 桑名 新一 同 郡同 須賀川市保土原字水溜一〇番地
 - 常松 新一 同 市保土原字北屋敷五五番地
 - 常松 平 同 市保土原字中屋敷六五番地
 - 円谷 吉司 同 西白河郡矢吹町境町二二番地
 - 芳賀 善一 同 岩瀬郡天栄村大字下松本字横内四番地一
 - 後藤 勝義 同 郡同 村大字小川字上屋敷三二番地
- 就任した役員
- 添田 勝幸 住所 岩瀬郡天栄村大字上松本字荒井屋敷二番地
 - 大須賀 文雄 同 郡同 村大字牧之内字惣五郎内一番地
 - 松本 一二 同 郡同 村大字牧之内字釜ヶ入二九番地
 - 眞船 衛 同 郡同 村大字牧之内字児渡二三番地二
 - 瀬和 安浩 同 郡同 村大字白子字西ノ内三六番地
 - 兼子 弘幸 同 郡同 村大字白子字中屋敷三三番地一
 - 矢部 勝廣 同 郡同 村大字白子字太多郎三七番地
 - 森 茂 同 郡同 村大字飯豊字宮ノ下三五番地
 - 円谷 要 同 郡同 村大字高林字東五番地五
 - 丸山 幸雄 同 郡同 村大字柿之内字沖内二三番地
 - 佐藤 正春 同 須賀川市保土原字北屋敷七九番地二

同 加藤 清明 同 市保土原字水溜三八番地
 同 岩崎 隆 同 市保土原字南屋敷四三番地
 同 榎村 美代子 西白河郡矢吹町二二番地
 同 有馬 弘 須賀川市保土原字上屋敷七番地一
 監事 大須賀 正敏 岩瀬郡天栄村大字牧之内字惣五郎内二一番地一
 同 大河原 裕 同 郡同 村大字小川字中屋敷一八番地三

(農村計画課)

公告第百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、
 次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
 平成二十五年五月三十一日

土地改良事業を行つた者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日	福島県知事 佐藤 雄 平
会津若松市湊土地改良区	強清水	基盤整備促進事業(農業用排水施設)	平成一六年三月三十一日	平成二三年四月二八日	

(農村計画課)

公告第162号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県道原町川俣線・八木沢トンネル工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年5月31日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 県道原町川俣線・八木沢トンネル工事 一式
- (2) 工事番号 第13-41370-0047号
- (3) 路線名 県道原町川俣線
- (4) 工事箇所 福島県南相馬市原町区大原地内 八木沢トンネル
- (5) 工事概要 トンネル掘削1式（N A T M工法）、巻立て1式
掘削L=2,335m、覆工L=2,343m
- (6) 工事日数 1,500日間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 構成員の全てが(ア)から(キ)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(ク)から(コ)までに掲げる条件を全て満足している者であること。
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (イ) この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (ウ) 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事業の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (オ) この公告の時点において有効な、かつ最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事業の総合評価値が800点以上であること。
- (カ) 建設工事において、入札の時点において過去15年以内に内空断面積（覆工後の内空面積）40m²以上のN A T M工法による道路トンネル工事業を単独で又は共同企業体の構成員として施工した実績がある者であること。
- (キ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3か月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (ク) 経営事項審査の結果のうち、土木一式工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- (ケ) 建設工事において、入札の時点において過去15年以内に内空断面積（覆工後の内空面積）40m²以上かつ同一トンネルで施工延長500m以上のN A T M工法による道路トンネル工事業を単独で又は共同企業体の構成員として施工した実績がある者であること。
- (コ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格

者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、建設工事において、入札の時点において過去15年以内に内空断面積（覆工後の内空面積）40m²以上かつ同一トンネルで施工延長500m以上のNATM工法による道路トンネル工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。以下同じ。）を有する者（当該入札者と3か月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

イ 構成員は、2者又は3者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単体で本件入札に参加しないこと。

カ 当該工事の施工計画が適切である者であること。

(2) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(ア)から(エ)まで及び(ク)から(コ)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(ク)から(コ)まで並びにイからエまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(ク)から(コ)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成25年6月14日（金）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地

福島県相双地方振興局出納室

電話0244-26-1302

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び期間並びに問い合わせ先

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

イ 期間 平成25年5月31日（金）から平成25年7月23日（火）まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年7月24日（水）午後1時30分 福島県南相馬合同庁舎南庁舎4階401会議室（福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地）

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249号第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

9 落札者の決定の方法

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満たしている者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 10,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。

10 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

11 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature of the contract: The construction work of the Yagisawa-Tunnel on the Prefectural road Haramachi-Kawamata-Line 1set

(2) Time-limit of tender (by hand) : 1:30 p.m.,24 July 2013

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m.,23 July 2013

(4) Contact point for the notice : Treasury Office,Soso Development Bureau, 1-30 Nishikicho Haramachi-ku,Minamisoma-shi,Fukushima 975-0031 Japan
TEL0244-26-1302

(相双地方振興局出納室)